

(地Ⅲ226)

平成26年2月27日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

特定感染症検査等事業等について

標記事業につきましては、特定感染症検査等事業実施要綱に基づき行われているところですが、今般、その一部が改正され、別添1のとおり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛通知がなされました。

今回の改正は、同事業に風しん抗体検査事業を追加するものであり、これに伴い、別添2の事業の実施にあたっての留意事項および別添3の予防接種が推奨される風しんの抗体価について、厚生労働省より事務連絡がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健 発 0 2 0 6 第 6 号

平 成 2 6 年 2 月 6 日

各 { 都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

特定感染症検査等事業について

標記については、平成14年3月27日健発第0327012号本職通知「特定感染症予防事業について」の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

(改正後全文)

特定感染症検査等事業について

健発第 0327012 号

平成 14 年 3 月 27 日

最終一部改正 健発 0206 第 6 号

平成 26 年 2 月 6 日

別紙

特定感染症検査等事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びに HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 21 号）に定められる HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業並びに風しん抗体検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 3 の (1)、(3)、(4) 及び (5) の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

(2) 3 の (2) の事業

平成 25 年 3 月 29 日健発 0329 第 19 号厚生労働省健康局長通知「HIV 検査・相談事業について」の別紙「HIV 検査・相談事業実施要綱」に定める自治体

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の 5 疾患）並びに HTLV-1 に関する検査事業及び相談事業並びに HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウ

イルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。)並びに風しん抗体検査事業に対して補助をするものである。

なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。

(1) 性感染症・HTLV-1検査及び相談事業

ア 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の検査事業

イ 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の相談事業

(2) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業

平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業について」の別紙「HIV検査・相談事業実施要綱」に定める事業

(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

ア 肝炎ウイルス検査

(ア) 実施方式

保健所において実施。

(イ) 対象者

本検査の受検を希望する者とする。

ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りではない。

(ウ) 肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

a HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

b HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

d HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照)

a HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

b HCV抗体検査

(a) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(b) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(c) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

d HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(オ) 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(カ) 検査の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業

ア 本事業は、(3)のアの事業の規定を準用する。この場合において、(3)のアの(ア)中、「保健所において実施」とあるのは、「医療機関等への委託(地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。)により実施」と読み替えることとし、保健所及び医療機関以外の検査会場においても、当該検査を実施することができるものとする。

ただし、この場合は、採血等の実施に必要な条件を満たすこと。

イ 本検査事業に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

(5) 風しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

主として、妊娠を希望する女性とする。

ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既応歴がある者は除く。

ウ 本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

4. 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

5. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

(疾病予防対策事業費等補助金)

| 項 | 1区分 | 2種目 | 3 基 準 額 | 4 対 象 経 費 | 5補助率 |
|--------|-------------|-----------|----------------------------|--|-------|
| 感染症対策費 | 特定感染症検査等事業費 | 風しん抗体検査事業 | 次により算定した額の合計額 6,600円×件数 | 医療機関等委託又は保健所による風しん抗体検査に必要な諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金 | 1 / 2 |

別 紙

特定感染症検査等事業実施要綱新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">特定感染症検査等事業実施要綱</p> <p>1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生省告示第15号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びにHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第21号）に定められるHIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業並びに風しん抗体検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、次のとおりとする。 (1) 3の(1)、(3)、(4)及び(5)の事業 都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区 (2) 3の(2)の事業 平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業」についての別紙「HIV検査・相談事業実施要綱」に定める自治体</p> | <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">特定感染症検査等事業実施要綱</p> <p>1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生省告示第15号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びにHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第21号）に定められるHIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、次のとおりとする。 (1) 3の(1)、(3)及び(4)の事業 都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区 (2) 3の(2)の事業 平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業」についての別紙「HIV検査・相談事業実施要綱」に定める自治体</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにH T L V - 1に関する検査事業及び相談事業並びにH I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）<u>並びに風しん抗体検査事業</u>に対して補助をするものである。 なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 性感染症・H T L V - 1検査及び相談事業 (略)</p> <p>(2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 (略)</p> <p>(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業 (略)</p> <p>(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業 (略)</p> <p>(5) <u>風しん抗体検査事業</u> ア 実施方式 <u>医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。</u> イ 対象者 <u>主として、妊娠を希望する女性とする。</u> <u>ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既応歴がある者は除く。</u> ウ <u>本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。</u></p> <p>4. 実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>5. 経費の負担 (略)</p> | <p>3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにH T L V - 1に関する検査事業及び相談事業並びにH I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）<u>に対して補助をするものである。</u> なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 性感染症・H T L V - 1検査及び相談事業 (略)</p> <p>(2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 (略)</p> <p>(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業 (略)</p> <p>(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業 (略)</p> <p>4. 実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>5. 経費の負担 (略)</p> |

事務連絡
平成 26 年 2 月 7 日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長

風しん抗体検査事業の実施について

標記について、「特定感染症検査等事業の実施について」（平成 26 年 2 月 6 日厚生労働省健康局長通知）によりお示ししたところです。事業の実施に当たっては、下記について御留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 本検査の対象者を「主として、妊娠を希望する女性」としているが、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）も、本検査の対象者として差し支えないこと。また、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者についても、同様の取扱いとすること。
2. 健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業（特に子宮頸がん検診）と併せて実施するなど受検者数の向上に努めること。
3. 支出予定（計画）額の調査後に内示を行う予定としていることから、平成 26 年 2 月 14 日（金）までに支出予定額内訳書（別紙）を提出すること。

特定感染症検査等事業費支出予定額内訳書
(風しん抗体検査事業)

| | | | |
|--------|-----------|---|-----------|
| 実施予定期間 | 平成26年〇月〇日 | ～ | 平成27年〇月〇日 |
|--------|-----------|---|-----------|

| | |
|-----------|--|
| 自治体名: | |
| 所 属: | |
| 担当者名: | |
| T E L: | |
| E - mail: | |

| 科 目 | 基準額 | | |
|------------------|------------|-----------|----------|
| | 検査延件数 件 | 基準単価 円 | 所要額 円 |
| 風しん抗体検査事業 検査費 | | 6,600 | 0 |
| 合 計 | 0 | 6,600 | 0 |

| 総事業費の内訳 | | |
|---|----------|-------|
| 経費区分 | 所要額 円 | 積算の内訳 |
| 諸謝金 賃金 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 医薬材料費 役務費 通信運搬費 手数料 委託料 使用料及び賃借料 負担金、補助及び交付金 | | |
| 合 計 | 0 | |

※国庫補助予定額は、支出予定額(所要額)に補助率(1/2)を乗じた額となります。

事務連絡
平成26年2月25日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

予防接種が推奨される風しん抗体価について

風しん抗体検査事業の実施については、「特定感染症検査等事業について（平成26年2月6日付け健発0206第6号厚生労働省健康局長通知）」において、お知らせしたところです。

今般、標記について、「風しんに関する小委員会」での議論を踏まえ、別添のとおり作成いたしました。

つきましては、貴部（局）におかれましても、本件について御承知いただくとともに、管内の医療機関等に周知をお願いいたします。

（参考）第3回風しんに関する小委員会（平成25年11月19日）

資料5：発生の予防とまん延の防止について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000029935.html>

議事録

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034950.html>

予防接種が推奨される風しん抗体価について



厚生労働省
平成26年2月

| 抗体価 | | 妊娠を希望する女性など***、 より確実に予防を行う必要がある方 | 左記以外の方 |
|--------|---|--|---|
| HI法* | EIA法* | | |
| 8倍未満 | 陰性 又は 判定保留** | 免疫を保有していないため、 <u>風しん含有ワクチンの接種を推奨します。</u> | |
| 8倍・16倍 | 陽性** (EIA価8.0未満 又は 国際単位30IU/mL未満) | 過去の感染や予防接種により風しんの免疫はありますが、風しんの感染予防には不十分です。そのため、感染によりお腹の赤ちゃんなどへ影響が生じる可能性があります。 <u>確実な予防のため、風しん含有ワクチンの接種を推奨します。</u> | 過去の感染や予防接種により風しんの免疫があり、風しんの発症や重症化を予防できると考えられます。 確実な予防のため、風しん含有ワクチンの接種を希望される方は、かかりつけ医等と接種についてよく御相談されたい。 |
| 32倍以上 | 陽性** (EIA価8.0以上 又は 国際単位30IU/mL以上) | 風しんの感染予防に十分な免疫を保有していると考えられます。 風しん含有ワクチンの接種は、基本的に必要ありません。 | |

* HI法 : Hemagglutination Inhibition test (赤血球凝集抑制法)

* EIA法 : Enzyme Immunoassay (酵素抗体法)

** EIA価はデンカ生研社製、国際単位 (IU/mL) はシスメックス・ビオメリュー株式会社、シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社、極東製薬工業株式会社、ベックマン・コールター株式会社製の風しんIgG測定キットを使用した場合の判定基準である。

*** 「十分な免疫を保有していない妊婦」の同居者など

- 1回の予防接種で約95%の方が免疫を獲得します。また、2回の予防接種を受けることにより、免疫を獲得することがより確実(約99%)となります。
- 予防接種のワクチンは、麻しん対策も考慮して「麻しん風しん混合ワクチン」を推奨します。
- 本資料は「風しんに関する小委員会」での議論を踏まえて作成した目安(考え方)であり、個々の予防接種の必要性については接種希望者が直接医師と御相談されたい。